

中小規模団体への支援の検討について

～地方公営企業法の適用範囲に関する意見調査の回答結果から～

平成25年9月

総務省自治財政局公営企業課

1. 回答事業数（事業別、団体規模別）

※ 「都道府県・政令市」には、都道府県又は政令市を構成に含む一部事務組合を含む

事業名	法適					非適用					法適+非適用				
	都道府県・政令市	市区町村		一組(市区町村構成のみ)	小計	都道府県・政令市	市区町村		一組(市区町村構成のみ)	小計	都道府県・政令市	市区町村		一組(市区町村構成のみ)	総計
		人口10,000人超	人口10,000人以下				人口10,000人超	人口10,000人以下				人口10,000人超	人口10,000人以下		
上水道	53	1,046	151	83	1,333					0	53	1,046	151	83	1,333
簡易水道	1	21	12		34	4	385	339	3	731	5	406	351	3	765
工業用水道	49	90	4	8	151					0	49	90	4	8	151
交通 計	26	22	4	1	53	2	23	12	1	38	28	45	16	2	91
都市高速鉄道	9				9					0	9				9
路面電車・懸垂電車等	5	2			7					0	5	2			7
自動車運送	11	16	2	1	30					0	11	16	2	1	30
船舶	1	4	2		7	2	23	12	1	38	3	27	14	1	45
電気	25	1			26	5	26	7	3	41	30	27	7	3	67
ガス	1	24	3		28					0	1	24	3		28
病院	64	400	78	69	611					0	64	400	78	69	611
下水道 計	43	468	12	3	526	60	2,242	694	21	3,017	103	2,710	706	24	3,543
公共下水道	21	211	4	2	238	2	819	103	13	937	23	1,030	107	15	1,175
特定公共下水道	2	7	1		10	2	24	8		34	4	31	9		44
流域下水道	3	1			4	36	5		3	44	39	6		3	48
特定環境保全公共下水道	8	108	2	1	119	8	365	189	5	567	16	473	191	6	686
農業集落排水施設	5	78	3		86	9	593	205		807	14	671	208		893
漁業集落排水施設		10	1		11	3	111	42		156	3	121	43		167
林業集落排水施設		2			2		15	9		24		17	9		26
簡易排水施設		2			2		16	8		24		18	8		26
小規模集合排水処理施設		15			15		48	15		63		63	15		78
特定地域生活排水処理施設	3	18			21		169	71		240	3	187	71		261
個別排水処理施設	1	16	1		18		77	44		121	1	93	45		139
港湾整備	5	3			8	44	30	12		86	49	33	12		94
市場	5	9			14	22	119	1	10	152	27	128	1	10	166
と畜場				1	1	11	36	6	8	61	11	36	6	9	62
観光施設 計	4	32	13	0	49	10	183	71	1	265	14	215	84	1	314
休養宿泊施設		14	4		18	3	64	23		90	3	78	27		108
索道		3	3		6		29	18		47		32	21		53
その他観光施設	4	15	6		25	7	90	30	1	128	11	105	36	1	153
宅地造成 計	32	13	1	0	46	56	283	36	0	375	88	296	37	0	421
臨海土地造成	14	4			18	29	21	2		52	43	25	2		70
その他造成	18	9	1		28	27	262	34		323	45	271	35		351
有料道路					0	1	1			2	1	1			2
駐車場整備	5	3			8	20	179	4		203	25	182	4		211
介護サービス		28	7	6	41	6	272	107	59	444	6	300	114	65	485
その他	11	19	3	3	36	1	2			3	12	21	3	3	39
合計	324	2,179	288	174	2,965	242	3,781	1,289	106	5,418	566	5,960	1,577	280	8,383
(参考)重複を除いた正味団体数	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	93	1,233	476	250	2,052

2. 法適用事業を有する団体数と有しない団体数の分布（団体規模別）

- 総回答団体数2,052団体のうち、法適用事業を有しない団体数は495団体。（約24.1%）
- 人口1万人以下の市区町村については、265/476が法適用事業を有しない団体。（約55.7%）
- 人口1万人以下の市区町村のうち法適用事業を有しない団体の、非適用事業の数の平均は2.8であり、いずれの団体も簡易水道事業又は下水道事業のいずれかを実施。

団体規模	回答団体数 A	法適用事業を 有する団体数 B	割合 B/A	法適用事業を 有しない団体数 C	割合 C/A	(非適用事業の数ごとの団体数)										平均 事業数	
						1		2		3		4		5以上			
						団体数 D1	割合 D1/C	団体数 D2	割合 D2/C	団体数 D3	割合 D3/C	団体数 D4	割合 D4/C	団体数 D5	割合 D5/C		
都道府県・政令市 (都道府県・政令市を構成に含む一組を含む)	93	85	91.4%	8	8.6%	6	75.0%	2	25.0%								1.3
市区町村	人口1万人超	1,233	1,099	89.1%	134	10.9%	52	38.8%	40	29.9%	25	18.7%	8	6.0%	9	6.7%	2.2
	人口1万人以下	476	211	44.3%	265	55.7%	45	17.0%	76	28.7%	75	28.3%	35	13.2%	34	12.8%	2.8
一部事務組合 (市区町村構成のみ)	250	162	64.8%	88	35.2%	82	93.2%	6	6.8%								1.1
計	2,052	1,557	75.9%	495	24.1%	185	37.4%	124	25.1%	100	20.2%	43	8.7%	43	8.7%		2.3

(参考)人口1万人以下の市区町村のうち簡易水道、下水道を実施している団体

人口1万人以下	476	211	44.3%	265	55.7%	45	17.0%	76	28.7%	75	28.3%	35	13.2%	34	12.8%
うち簡易水道又は下水道を実施している団体	460	195	42.4%	265	57.6%	45	17.0%	76	28.7%	75	28.3%	35	13.2%	34	12.8%
うち簡易水道を実施している団体	350	106	30.3%	244	69.7%	35	14.3%	70	28.7%	70	28.7%	35	14.3%	34	13.9%
うち下水道を実施している団体	395	185	46.8%	210	53.2%	10	4.8%	58	27.6%	73	34.8%	35	16.7%	34	16.2%

多数の法非適用企業を経営する地方公共団体（都道府県営・指定都市営・市営）

○ 法非適用企業を経営する団体数（都道府県営）

※ 平成23年度公営企業決算統計による

7事業	岡山県	下水道2事業（流域・特定環境）、港湾、市場、と畜、宅造（臨海、その他）
7事業	沖縄県	下水道2事業（流域・特定環境）、港湾、市場、観光（その他観光）、宅造（臨海）、駐車場

○ 法非適用企業を経営する団体数（指定都市営）

11事業	北九州市	交通（船舶）、電気、下水道（漁集排）、港湾、市場、と畜、観光（休養宿泊）、宅造（臨海、その他）、駐車場、介護
------	------	--

○ 法非適用企業を経営する団体数（市営）

16事業	秋田県横手市	下水道6事業（公共・特定環境・農集排・林集排・小規模・特定地域）、観光（休養宿泊）、介護9事業
14事業	鳥取県鳥取市	簡水、下水道7事業（公共・特定環境・農集排・漁集排・林集排・小規模・特定地域）、市場、観光（休養宿泊、その他観光）、宅造（その他）、駐車場、介護
13事業	佐賀県唐津市	簡水、下水道6事業（公共・特定環境・農集排・漁集排・小規模・特定地域）、観光（休養宿泊、その他観光）、宅造（その他）、介護3事業

多数の法非適用企業を経営する地方公共団体(町村営)

※ 平成23年度公営企業決算統計による

○ 法非適用企業を経営する団体数(町村営)

10事業	兵庫県香美町	簡水、下水道6事業（公共・特定環境・農集排・漁集排・小規模・個別排水）、市場、観光（休養宿泊）、宅造（その他）
10事業	石川県能登町	簡水、下水道5事業（公共・特定環境・農集排・漁集排・特定地域・個別排水）、観光（休養宿泊、その他観光）、介護
9事業	島根県奥出雲町	簡水、下水道4事業（公共・特定環境・農集排・特定地域）、観光（索道）、介護3事業
9事業	福島県南会津町	簡水、下水道5事業（公共・特定環境・農集排・林集排・簡易排水）、観光（休養宿泊、索道、その他）
9事業	岐阜県白川村	簡水、下水道4事業（特定環境・簡易排水・小規模・個別排水）、観光（索道、その他）、介護2事業

法非適用企業のみを経営する地方公共団体

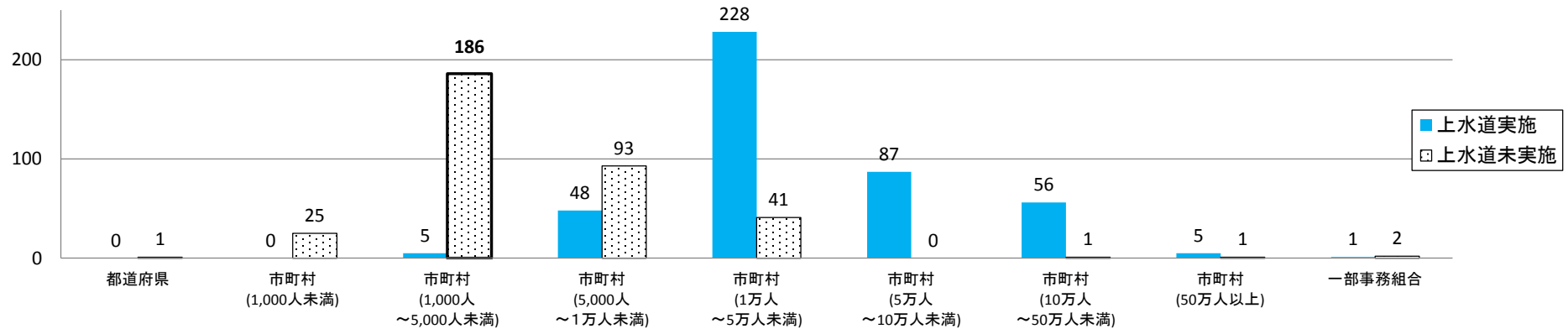
※ 平成23年度公営企業決算統計による

9事業	兵庫県淡路市	簡水、下水道3事業（公共・特定環境・農集排）、市場、観光（その他）、宅造（臨海、その他）、介護
9事業	岐阜県白川村	簡水、下水道4事業（特定環境・簡易・小規模・個別排水）、観光（索道、その他観光）、介護2事業
8事業	山梨県身延町	簡水、下水道5事業（公共・特定環境・農集排・小規模・特定地域）、観光（その他観光）、介護
8事業	長野県筑北村	簡水、下水道4事業（農集排・林集排・特定地域・個別排水）、観光（休養宿泊、その他）、宅造（その他）
8事業	長野県麻績村	簡水、下水道3事業（特定環境・農集排・特定地域）、観光（休養宿泊、索道、その他）、宅造（その他）

【参考】簡易水道事業・下水道事業の実施団体における上水道事業の実施状況

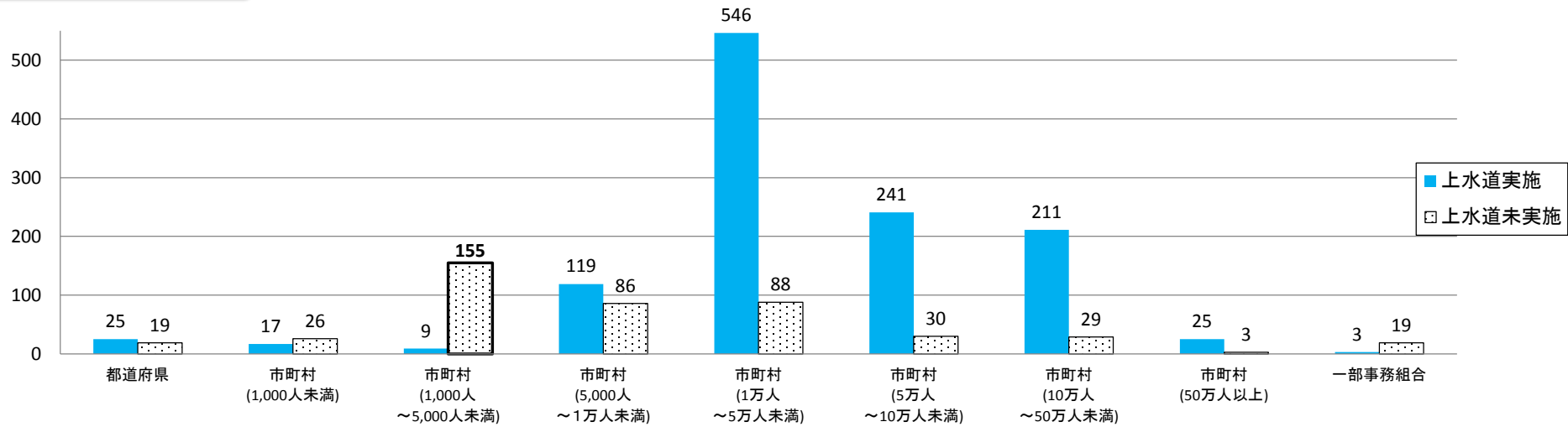
○簡易水道では約55%、下水道事業では約72%の団体において上水道事業を実施。
 ○いずれの事業においても、上水道事業未実施団体は、人口規模の小さい市町村に集中しており、特に、「人口1,000人以上5,000人未満」の市町村に多い状況。

簡易水道事業



簡易水道事業	上水道事業の実施状況	都道府県	市町村							一部事務組合	合計
			1,000人未満	1,000人 ~ 5,000人未満	5,000人 ~ 1万人未満	1万人 ~ 5万人未満	5万人 ~ 10万人未満	10万人 ~ 50万人未満	50万人 ~		
実施	0 0.0%	0 0.0%	5 0.6%	48 6.2%	228 29.2%	87 11.2%	56 7.2%	5 0.6%	1 0.1%	430 55.1%	
未実施	1 0.1%	25 3.2%	186 23.8%	93 11.9%	41 5.3%	0 0.0%	1 0.1%	1 0.1%	2 0.3%	350 44.9%	
合計	1 0.1%	25 3.2%	191 24.5%	141 18.1%	269 34.5%	87 11.2%	57 7.3%	6 0.8%	3 0.4%	780 100.0%	

下水道事業



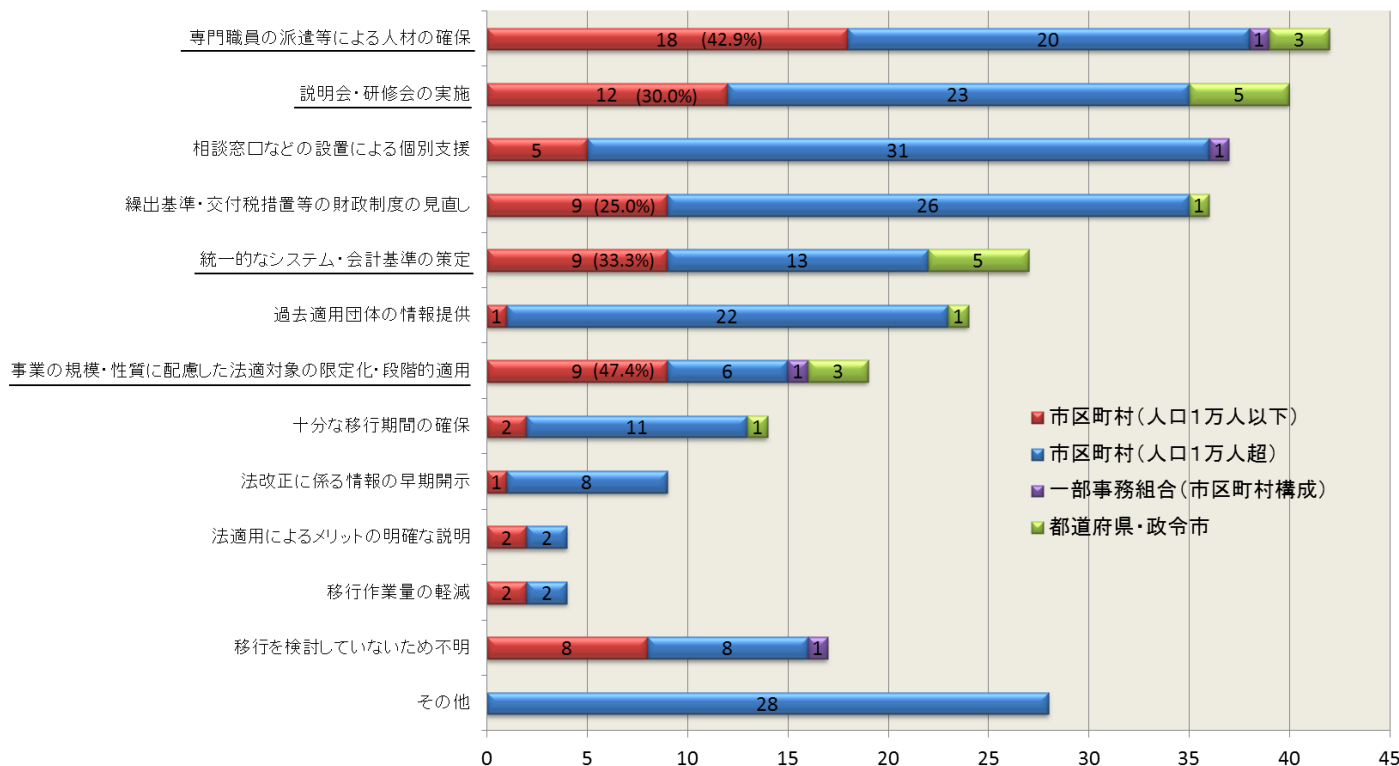
下水道事業	上水道事業の実施状況	都道府県	市町村							一部事務組合	合計
			1,000人未満	1,000人 ~ 5,000人未満	5,000人 ~ 1万人未満	1万人 ~ 5万人未満	5万人 ~ 10万人未満	10万人 ~ 50万人未満	50万人 ~		
下水道事業	実施	25 1.5%	17 1.0%	9 0.5%	119 7.2%	546 33.1%	241 14.6%	211 12.8%	25 1.5%	3 0.2%	1,196 72.4%
	未実施	19 1.2%	26 1.6%	155 9.4%	86 5.2%	88 5.3%	30 1.8%	29 1.8%	3 0.2%	19 1.2%	455 27.6%
	合計	44 2.7%	43 2.6%	164 9.9%	205 12.4%	634 38.4%	271 16.4%	240 14.5%	28 1.7%	22 1.3%	1,651 100.0%

※団体数は、法適用事業・法非適用事業の合計(H23決算統計)

※市町村の人口は、平成23年度末の住民基本台帳人口

3. 法適化に関する支援策について

- 法非適用の事業に財務規定等を適用することに関し、移行作業に対する国の支援策として必要と考えられるものを自由記入 → 分類して集計
- 有効回答数:301 (うち人口1万人以下の市区町村78)



○ 全体では、「専門職員の派遣等による人材の確保」が最多。(回答数42)

○ 人口1万人以下の市区町村においても、「専門職員の派遣等による人材の確保」が最多。(回答数18、同じ回答に占める割合42.9%)

○ 全体では、「説明会・研修会の実施」が二番目に多い。(回答数40)

○ 人口1万人以下の市区町村において、比較的多くの回答が見られたのは、「事業の規模・性質に配慮した法適対象の限定化・段階的適用」(回答数9、同じ回答に占める割合47.4%)、「統一的なシステム・会計基準の策定」(回答数9、同じ回答に占める割合33.3%)。

「その他」の主な内容は以下のとおり。

- ・移行しやすい環境整備(出納取扱機関等の担保提供義務の免除等)
- ・原子力災害により適正な事業運営ができていない状況への対応
- ・資産台帳の作成にあたっては、長寿命化計画の策定と一体的に進めることが効率的と考えられる。こうした点も踏まえて、人材育成、マニュアル整備、台帳整備手法の検討が必要

財務規定等適用に関して必要な支援策【問6】

【参考】

質問内容

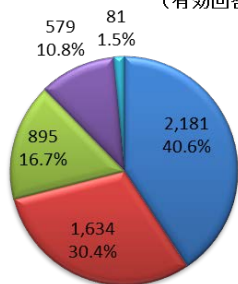
法非適用の事業に財務規定等を適用することに関し、移行作業に対する支援策として必要と考えられるもの（5個の選択肢のうち重要なものから順に複数回答⇒1位の回答を集計）

【回答対象】法非適用事業

ポイント

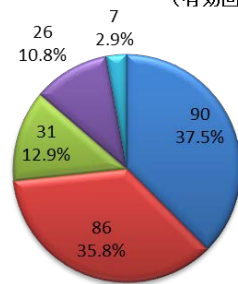
- ・全体、団体規模別のいずれも「移行準備に要する経費への支援」が最多。
- ・人口1万人以下市区町村では、「人材育成に対する支援」が13.3%となっており、他の区分よりも多い状況。

全体
(有効回答数: 5,370)



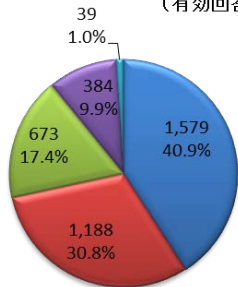
- 移行準備に要する経費への支援
- 移行のためのマニュアルの策定・改訂
- 簡便な手法による合理的な資産評価の検討
- 人材育成に対する支援
- その他

都道府県・政令市
(有効回答数: 240)



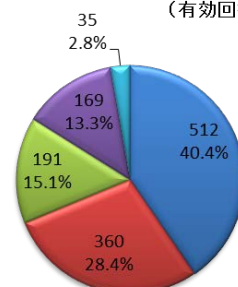
- 移行準備に要する経費への支援
- 移行のためのマニュアルの策定・改訂
- 簡便な手法による合理的な資産評価の検討
- 人材育成に対する支援
- その他

市区町村(人口1万人超)
(有効回答数: 3,863)



- 移行準備に要する経費への支援
- 移行のためのマニュアルの策定・改訂
- 簡便な手法による合理的な資産評価の検討
- 人材育成に対する支援
- その他

市区町村(人口1万人以下)
(有効回答数: 1,267)



- 移行準備に要する経費への支援
- 移行のためのマニュアルの策定・改訂
- 簡便な手法による合理的な資産評価の検討
- 人材育成に対する支援
- その他

・「その他」の主な内容は以下のとおり。

説明会・研修会の実施、人材の派遣・個別支援、統一的なシステム構築・基準策定、移行準備以外の財政支援、相談窓口などの設置によるサポート体制、十分な移行期間の確保、過去適用団体の情報提供 等

4. 法適移行に要する委託費用（下水道事業）

- アンケートの回答から、法適移行に要する委託費用を集計
- 対象：直近10年間（平成15～24年度）に法適移行した下水道事業（一部事務組合・広域連合を除く）
- 回答団体の人口区分（6区分）ごとに、それぞれの平均委託費用を算定

人口区分	平均委託費用(千円)	回答数	(参考) 非適用事業数 ※
30万以上	103,609	22	114
10万以上30万未満	43,258	36	338
5万以上10万未満	20,307	29	547
3万以上5万未満	19,103	24	473
1万以上3万未満	10,999	28	830
1万未満	7,702	5	694
平均	36,323	144	(合計) 2,996

※ アンケートの総回答事業数のうち、地方公営企業法が適用されていない下水道事業の数